

取手地方広域下水道組合ホームページバナー広告募集要項

取手地方広域下水道組合（以下「組合」という。）では、組合公式ホームページに民間企業などの広告を掲載することにより、地域経済の活性化を図ることを目的として、バナー広告を募集します。

広告掲載を希望される方は、次により応募してください。

1 広告の募集

(1) 広告媒体の名称

組合ホームページバナー広告

(2) 広告の位置

組合ホームページのトップページ下段又は上段とし、組合が指定します。

（トップページのレイアウト変更時に掲載位置が変更となる場合があります。）

(3) 広告の枠数

5枠

(4) 広告の規格

①サイズ：幅150ピクセル×高さ60ピクセル

②形式：G I F（アニメーション不可）、J P E G又はP N G

③容量：10KB以下

④広告のデザイン

ア 組合のホームページと類似した色彩は使用できません。

イ アクセシビリティに配慮した色彩を使用し、次に掲げる禁止表現を使用することはできません。

禁止表現

- ・ 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
（例）「閉じる」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタン、入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニューなど
- ・ 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
（例）G I Fアニメ（イメージ等の点滅、画面の反転表示、大部分の領域の切り替え等）、文字色と背景色のコントラスト（明度差）が悪く文字が読みにくいもの、文字やイラストなど鮮明でないもの
- ・ 閲覧者が組合に関する情報と錯誤するおそれがあるもの
（例）「職員採用情報」等の表現

(5) 広告掲載期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

1カ月の月単位とし、12か月を超えない範囲内とします。なお、広告掲載の開始日と終了日は組合が定めます。

(6) 広告掲載料

1枠あたり 月額 2,000円

※広告掲載料は、消費税及び特別消費税を含んだ金額です。

2 広告掲載までの手順

(1) 広告募集期間

令和8年2月9日～2月20日

(2) 申込方法

①広告掲載申込書

組合広告掲載要綱に規定する「広告掲載申込書」等をメールにより排水窓口課に提出してください。

②広告の電子データ

上記の広告規格に合わせた広告の電子データを作成してください。なお、電子データ制作に係る費用は申込者の負担となります。

(3) 掲載できない広告

次に該当する広告は掲載できません。

①組合の公共性、中立性又は品位を損なうもの

②法令等に違反するもの

③公の秩序又は善良な風俗に反するもの

④集団的に又は常習的に暴力的不正行為等を行うおそれのある組織・団体に関するもの

⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12号）第2条第1項に掲げる営業に関するもの

⑥政治活動、宗教活動、意見広告（社会問題に関する意見を記載した広告を含む。）又は個人の宣伝に関するもの

⑦貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関するもの

⑧虚偽、誇大又は紛らわしい表現により、誤解又は不利益を与えるもの

⑨社会的な信用、信頼に欠ける内容であると認められるもの

3 審査・広告掲載の決定

(1) 審査

提出いただいた広告の電子データを「組合広告掲載要綱」の規定に従い審査し、掲載の可否を決定します。

(2) 広告掲載の決定

募集枠数を超えて応募があった場合は、以下の優先順位により決定します。

- ① 公社、公団、公益法人その他これに類するもの
- ② 公益的な事業を行う企業で、取手市及びつくばみらい市内に事務所を有するもの
- ③ 前号に規定するもの以外の企業又は自営業で、取手市及びつくばみらい市内に事務所を有するもの

4 広告掲載料の納入

広告掲載が決定された方は、広告掲載料を納付してください。

広告掲載料は、一括納付とし、納入通知書に定める納期限までに納めてください。

5 広告の掲載

提出された広告の電子データをそのまま掲載します。校正はしませんので、あらかじめ内容に間違いのないようご注意ください。

6 その他の注意事項

- (1) 組合広告掲載要綱の規定に反する表示又は表現がある場合は、その内容の一部を変更していただく場合があります。
- (2) 複数月広告を掲載する広告主が、掲載している広告に変更が生じたときは、1カ月単位として広告のデザインを変更することについて協議します。この場合、広告主は、広告を変更しようとする月の前月20日までに組合にその広告案のデータを提出するものとします。
- (3) 組合は、広告の内容や広告掲載に関するすべての事項についての責任は一切負いません。広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決していただきます。
- (4) 次に該当する場合、広告掲載の決定を取り消すことがあります。なお、広告掲載の決定を取り消したときは、既に納付した広告掲載料は返還しません。
 - ① 虚偽の申込みによって掲載の決定がなされたとき。
 - ② 掲載料が指定する期日までに納入されないとき。
 - ③ 広告主が、広告掲載の決定後「組合広告掲載基準」の規定に反する業種や事業者となったとき。
- (5) 広告主の責によらない理由により広告を掲載することが出来なくなったときは、協議により既納の掲載料の全部又は一部を返還します。

7 申込み及び問合せ先

〒302-8558 取手市小文間173番地

取手地方広域下水道組合 排水窓口課

電話 0297-74-4170 fax 0297-73-6591

Eメール t-gesui5@bz01.plala.or.jp